

令和 8 年度加美町農業委員会
第 3 回定例総会議事録

令和 8 年 6 月 2 5 日（木）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和8年度第3回定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年6月25日(木) 午後1時30分～午後1時54分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員14名 / 農地利用最適化推進委員5名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
〃	14番	米 川 功
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁
〃		今 野 真 優

4 遅参委員(1名)

農 業 委 員	13番	澁 谷 涼 子
---------	-----	---------

5 欠席委員(1名)

農 業 委 員	3番	坂 上 昌 哉
---------	----	---------

6 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第7号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第8号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第9号	農地転用許可後の工事進捗状況及び 工事完了報告について
日程第7	議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第9号	農地法第5条の規定による許可申請について

7 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐 藤 美智子
農業委員会事務局農地係長	嶋 津 寿 則
農業委員会事務局技師	田 生 遥 菜

8 議事の経過及び結果

次のとおり。

第3回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和8年度 加美町農業委員会 第3回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となり、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員14名、農地利用最適化推進委員5名です。13番 澁谷涼子委員から遅参、3番 坂上昌哉委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、8番 山本成委員、9番 高橋秀生委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第４ 報告第７号 非農地証明書の交付について

＊議長（板垣文一会長） 日程第４、報告第７号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

＊事務局（嶋津寿則係長） 報告第７号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。令和８年６月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号１

昭和４４年３月に転用許可を受け、事業計画の通り居宅を建築しましたが地目変更を行わず現在に至るものです。

報告書番号２

昭和５５年９月に転用許可を受け、翌１０月に農業用倉庫を建築しましたが地目変更を行わず現在に至るものです。

報告書番号３

昭和４０年７月に宅地と畑を購入した時点で既に宅地への進入路となっていた為今回隣接する畑部分を分筆し、通路部分を非農地として申請したものです。

〔 議案書に記載のとおり３件の証明書交付について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第７号を終了いたします。

日程第５ 報告第８号 農地法第１８条第６項の規定による通知について

＊議長（板垣文一会長） 日程第５、報告第８号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

＊事務局（嶋津寿則係長） 報告第８号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。令和８年６月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり 1 件の合意解約について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 8 号を終了いたします。

日程第 6 報告第 9 号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

＊議長（板垣文一会長） 日程第 6、報告第 9 号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

＊事務局（嶋津寿則係長） 報告第 9 号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和 8 年 6 月 25 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔議案書に記載のとおり全 2 件の工事進捗状況及び工事完了報告について説明〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 9 号を終了いたします。

日程第 7 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第 7、議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（嶋津寿則係長） 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和 8 年 6 月 25 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり 5 件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号 1 番について、4 番 菅野守委員お願いします。

＊4 番（菅野守委員） 6 月 1 1 日に譲渡人、譲受人双方へ電話にて聴き取り調査を行い現地を確認して参りました。申請地は県道中新田三本木線の道路沿いにあり、譲渡人の自宅近くの農地です。地目は畑となっておりますが、現況は耕作されていない農地でありました。譲受人の自宅からも近い農地であることから、取得後は家庭菜園として利用していくとのことでした。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号 2 番について、高橋勤推進委員お願いします。

＊（高橋勤推進委員） 申請者双方へ聴き取り調査を行い現地を確認して参りました。譲渡人は昨年亡くなったご主人から農地を相続しましたが、家族も農地の場所がわからず、今後耕作していくことが難しいとお考えでした。譲受人は以前からこちらの農地を借り受けて耕作していたこともあり、今回お互いの話し合いによって売買に至ったものです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号 3 番について、2 番 畠山智史委員お願いします。

＊2 番（畠山智史委員） 6 月 1 6 日に譲渡人の息子さんへ電話にて連絡を取り息子さんを通じて、又、譲受人である農業法人へは直接事務所に伺い聴き取り調査を行って参りました。現地は平坦なまとまった農地の一角で、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号 4 番について、1 番 三浦良人委員お願いします。

＊1 番（三浦良人委員） 今回申請人どちらとも連絡が取れなかった為、現地調査の結果のみ報告します。申請地は畑に囲まれており、耕作はされていないものの草刈り等の保安全管理はされているようでした。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

＊事務局（嶋津寿則係長） 事務局で後日譲受人と連絡が取れましたので、聴き取りの結果を報告します。今回の申請は譲渡人の名義で残っていた 1 筆を、姪である譲受人へ贈与するものでございます。農地の管理は以前から譲受人が行っており、今後も引き続き管理していくとのことでしたので、地域調和要件に支障のないものと判

断いたしました。以上で報告を終わります。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（田生遥菜技師） 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和8年6月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

申請地は加美町役場の南東約1.1kmに位置している農地です。譲受人が貸し付けている店舗の駐車場と、貸家の来客用駐車場を確保する為、今回の申請に至りました。

〔 議案書に記載のとおり1件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、6番 鈴木英明委員お願いします。

＊6番（鈴木英明委員） 6月15日、私と小山京子委員、山本成委員、嶋津係長、田生技師の5名で現地調査をして参りました。

申請地は現在耕作はされておりませんが、譲受人が以前から管理していた農地で、今回売買にて所有権移転し駐車場とするものです。盛土後、砂利敷きにて整地を行うということですが、南側に農業用水路があり法面で処理してしまうと土砂流出の

可能性があるため、コンクリートのL型擁壁を設置します。雨水は自然浸透とし、アパート側はU字溝が設置されているため、浸透しきれなかった分はそちらに排水されるということです。調査の結果、許可相当と判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和8年度加美町農業委員会 第3回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後1時54分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名する。

令和8年6月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 山 本 成

署名委員 高 橋 秀 生